

消防本部からのお願い



火災が発生したとき、思い出の品や大切なものが家の中に…
このような場合、あなたはどのようにしますか？

「命」より大切なものはありません！

ひとたび避難したら、絶対に引き返さないでください。
迫り来る炎や煙、有毒ガスなどで「命」が危険にさらされます。

設置しましたか？

住宅用火災警報器



「香取広域市町村圏事務組合火災予防条例」により、すべての住宅に『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられています。

火災発生を早期に知らせ、あなたや家族の「命」を守る『住宅用火災警報器』。大切な家族のためにも、一日も早く設置しましょう。

★悪質な訪問販売にご注意ください！

『住宅用火災警報器』の設置義務化に伴い、
悪質な訪問販売が発生しています。
次のようなケースが考えられますので、十分ご注意ください。

- 「消防署の方から来ました」と消防職員を偽る
- 「住宅用火災警報器の点検に来ました」と言って、点検後に高額を請求する
- 住宅用火災警報器の点検後、契約書であることを隠して署名を求める
- 「設置しないと罰金」と脅し、「今だけの特別価格」を強調して購入させる



高齢者世帯の住宅に 火災警報器を設置します！

町では、高齢者のひとり暮らし世帯や、高齢者のみで構成される世帯を対象に『住宅用火災警報器』を無償で設置する事業を実施します。

町が設置する『住宅用火災警報器』は1世帯当たり1個のみで、寝室への設置を予定しています。

事業の内容は次のとおりです。
詳細については、保健福祉課
健康福祉係までお問い合わせ
合わせください。



- 対象世帯 申請時において、次のいずれかに該当する世帯
 - ①65歳以上の方のひとり暮らし世帯
 - ②65歳以上の方のみで構成される世帯
- 設置個数 1世帯当たり1個【寝室への設置を予定】
- 申請期間 5月6日(木)～8月31日(火)
午前8時30分～午後5時15分
【土・日・祝日を除く】
- 申請方法 保健福祉センター窓口にある申請書に必要事項を記入して提出
(印鑑を持参願います。)
- 設置時期 今年10月以降
(町が委託する業者が自宅に伺い設置します。)

『ひとり暮らし高齢者等 住宅用火災警報器設置事業』を実施